

平成 28 年 10 月 11 日

厚生労働省老健局長
蒲原 基道様

介護保険制度における軽度者への住宅改修及び福祉用具貸与給付の継続要望と 住宅改修の有効な実施のための提案（意見書）の補足説明

世田谷福祉住環境コーディネーター研究会 理事長
二級建築士事務所 スタジオ・ヴォイス
市瀬 敬子

福祉住環境コーディネーター協会提出の表記提案中、以下の部分について補足説明をさせていただきます。

（3）住宅改修にリハビリ職との組み合わせの導入を図る

・住宅改修による ADL の維持・改善や IADL の向上の効果を確認・指導するため、リハビリ職との組み合わせを住宅改修の要件とする。

記

1. 世田谷区介護保険住宅改修訪問調査事業

世田谷区では介護保険住宅改修訪問調査事業として、住宅改修の申請中、疑義のあるものに対して事前または完了後の訪問調査を行っている。事前訪問調査に入る判断基準として住宅改修プランが利用者に対して適切か、という視点は重要である。利用者宅訪問調査時に理由書と合わせ身心・生活状況を確認し、区職員と福祉住環境コーディネーター2級以上を持つ調査員がより適切なプランへの助言・指摘を行っている。訪問時は利用者、家族、ケアマネジャー、施工業者の立会いを原則としている。この場合リハビリ職の立会いが必要ならば依頼ができ、通常の訪問調査では、調査員が同じ役目を果たしている。

また、ケアマネジャーが住宅改修プランに疑問を持った場合は、訪問調査を依頼することができる。

2. 住宅改造相談（世田谷区総合福祉センター）

世田谷区では介護保険住宅改修を行う場合だけでなく、高齢者、障害者が住宅改修をする場合に、総合福祉センターの理学療法士（PT）、作業療法士（OT）を依頼することができる。依頼者の費用負担はない。

以降スタジオ・ヴォイスの事例で説明する。例えば、がん等で入院、手術を受けてリハビリが済み、自宅復帰する場合の住宅改修は、病院の PT、OT、医療ソーシャ

ルワーカー（MSW）、ケアマネジャー、建築士、施工業者等と自宅訪問して、本人の身心状況、生活動作、建物の状態、導入サービス、福祉用具等を現場で話し合いながら改修プランを詰める。プラン作成後、各専門職に確認し再度意見を取り入れて、本人のADLの維持・改善やIADLの向上に向けて適正な改修プランにレベルアップさせていく。

一方、在宅でPT、OTとの関わりが無く、身心の症状が不安定、将来予測が難しい場合等本人・ご家族の理解を取り、総合福祉センターのPT、OTを依頼して自宅を再度訪問し、より適切なプランに修正していく。

要介護度が軽度でも、パーキンソン症候群、認知症等で一日中の状態が変化する、投薬の有無に左右される場合や脳血管障害等でリハビリの進行状況により、半年・1年後の予測が個人個人で大きく異なる場合がある。最初からリハビリ職が関わりを持って、ケアマネジャー、建築士、施工業者等では判断できない情報を改修プランに反映させていくことが重要である。また、改修後の本人の生活動作指導や、住宅改修の効果についてもフィードバックできるようになる。

すべてのケースで必要とは思いませんが、介護保険住宅改修では利用者の顔馴染みの施工業者のみでプランが立てられている場合もありますので、上記のような複雑なケースでは、ケアマネジャー、建築士、施工業者等の依頼でリハビリ職の関わりが持てると、住宅改修プランの質の向上に確実に繋がります。

利用者にとって有効な住宅改修を実施するために、是非、ご検討を宜しく願います。